

高山市新火葬場建設に係る施設整備計画作成及び事業手法検討調査業務委託 仕様書

1. 業務名

高山市新火葬場建設に係る施設整備計画作成及び事業手法検討調査業務委託

2. 業務の目的

本業務は、高山市が新火葬場建設の基本計画を策定するため、その一部を成し、高山市が別に発注する建設地周辺の環境影響調査の基本条件となる施設整備計画を作成するとともに、官民連携（PPP）による事業手法の検討調査を行うものである。

3. 業務の履行期間

契約締結日から令和7年7月31日（木）まで

4. 新火葬場建設計画の概要

業務の実施にあたっては、次の前提条件に基づくものとする。

（1）建設地

高山市営火葬場（高山市西洞町131番地）周辺

（2）建設手法

現火葬施設を稼働しながら建て替える。

（3）施設整備の基本コンセプト等

高山市新火葬場建設基本構想[資料1]を基本とする。ただし、敷地面積、延べ床面積及び高さについては、以下の前提条件に基づくものとする。

（4）敷地面積

平地部分で5,000㎡（高山市営火葬場周辺に新火葬場を整備するにあたっての立地上の課題検討の結果[資料2]）以下とする。

（5）延べ床面積

2,100㎡程度とする。

必要諸室等は施設概要図（再試算後）[資料3]を基本とする。

（6）火葬炉設備

前室付き火葬炉4基、動物炉（多目的炉）1基とする。

排気は1炉1系統で、高効率な集じん設備を設置する。

（7）建物構造

待合部門は木造を基本とする。

火葬部門は内装を木質化する。

（8）階数

市民が利用する部分はバリアフリー、平屋建てを基本とする。

（9）高さ

建築基準法における建築物の高さ10m以下とする。

（10）アクセス道路

既存道路を部分的に改良し利用する。

5. 業務内容

(1) 施設整備計画の作成

新火葬場建設に係る次の計画の基本的な方針を作成し、必要に応じて視覚的に分かりやすく表現するための図面を作成する。なお、作成する計画は、建設地周辺の環境影響調査（大気質、悪臭、騒音、振動、動植物等）を行うために必要となる内容についての検討を行うこと。

- ①土地利用計画
- ②建築配置計画
- ③利用者動線計画
- ④平面計画
- ⑤断面計画
- ⑥立面計画
- ⑦建築構造計画
- ⑧設備計画
- ⑨外構・修景計画
- ⑩防災計画
- ⑪雨水排水計画
- ⑫施工（建替え工程）計画

計画の作成にあたっては、次の点について考慮すること

- ・造成する面積は可能な限り抑制し、周辺環境に与える影響を小さくすること。
- ・火葬場のマイナスのイメージを払しょくし、市民が親しみや安らぎを感じられる施設とすること。
- ・建築物及び工作物の位置、規模、構造及び色彩が周囲の景観に調和すること。
- ・上記のほか市民意見を取り入れること。

上記の計画及び高山市が別に発注する建設地の地質試験調査の結果に基づき、概算事業費を積算する。なお、設計条件、数量及び単価の変動に応じて再積算が可能な内容とすること。

(2) 事業手法の検討調査

高山市の火葬場整備事業に想定される事業手法を検討するとともに、定量的及び定性的な評価を行い、高山市の火葬場整備事業に適した事業手法を総合的に評価する。

検討及び評価にあたっては、次の点について考慮すること。

- ・高山市公共施設整備等官民連携（P P P）導入検討方針資料4に定める基本姿勢
- ・高山市火葬場整備基金の活用

なお、評価の結果にかかわらず、本業務には整備事業を発注するための仕様書又は要求水準書の作成等の支援業務は含まない。

(3) その他

- ①基本計画の策定に関する支援

発注者が行う新火葬場建設基本計画の策定に関して、発注者から資料及び情報提供の求めがあった場合には、必要な支援作業を行う。

②報告書の作成

本業務の成果を報告書として取りまとめる。

6. 体制等

(1) 体制

受注者は、本業務の遂行にあたり、関連法令、契約書及び本仕様書を遵守するとともに、発注者の意図及び目的を十分に理解した上で、発注者からの連絡等に即日対応することができる体制を整える。

(2) 資格者の配置

管理技術者及び照査技術者については、1級建築士の資格を有する者を配置する。
なお、本社、支社、支所、営業所等の所属は問わない。

7. 提出書類

受注者は次の書類を提出すること。

(1) 着手時

- ①管理技術者届（資格証写し、経歴書添付）
- ②照査技術者届（資格証写し、経歴書添付）
- ③業務計画書

本業務を実施するにあたり業務の目的・主旨を把握し、次の事項を記載する。

- ・業務概要
- ・実施方針
- ・業務工程
- ・実施体制

(2) 履行期間中

- ①履行報告書（毎月月初め10日以内提出）
- ②打合せ記録簿
- ③指示協議書
- ④貸与品等借用（返納）書

(3) 完了時

- ①業務完了届
- ②照査完了届
- ③照査チェックリスト
- ④成果品写真

8. 成果品等

受注者は、本業務の成果品として、次の書類等を作成し、納品することを基準とする。

(1) 成果品

成果品名	媒体及び数量	納期限
業務計画書	製本判 2部 電子データ 1部	契約締結後、速やかに
成果報告書	製本判 2部 電子データ 1部	令和7年7月31日
成果報告書概要版	製本判 2部 電子データ 1部	令和7年7月31日
業務で作成または引用した資料 及びその他業務で発注者から求め があった資料一式	電子データ 1部	令和7年7月31日

(2) 製本

A4判縦

(3) 電子データ

- ・容易に複写できるよう「Microsoft Office」で利用可能な保存形式としたファイルと、それぞれのPDFファイル（検索を可能とすること。）とする。
- ・わかりやすいよう分類等でフォルダを構成して保存し、すべてのデータがどのように保存されているかわかるよう一覧表を作成し添付する。
- ・CD-R、DVD-R又はUSBメモリーに記録して提出する。
- ・電子データは、ウイルスチェック等を行い、その結果を併せて提出する。

(4) 納品先

高山市役所 市民福祉部 火葬場建設推進課

(5) その他

発注者が必要と認めた場合は、納期によらず、適宜、必要なデータ等を提供する。

9. 支払い条件

成果品の納品検査後、引き渡しを終了したときは、所定の額を一括払いする。

10. 再委託

受注者は、業務の一部について再委託を行うことができる。ただし、業務の主たる部分（実施方針の策定、工程管理、事業手法の総合評価、発注者との打合せ）を再委託することは認めない。

なお、再委託を行う場合、業務範囲及び選考する協力企業について発注者に事前に書面により通知し承認を得ること。その場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

11. その他

(1) 協議等

受注者は、発注者と連携を密にして業務に遂行するものとし、対面での打合せ・協議を基本として行う。また、打合せ・協議等の際は、議事録を作成し、速やかに発注

者に提出する。

契約書及び仕様書に定めがない場合、または疑義が生じた場合は、その都度、発注者と受注者の協議により定める。

(2) 資料の貸与

本業務を遂行する上で必要な関係資料等の収集や調査、データ整理等は原則として受託者が行うものとするが、発注者が保有する以下の書類及びデータを貸与するほか、必要な関係資料等を可能な限り貸与する。なお、貸与された関係資料等については使用后、速やかに返還しなければならない。

①建設地周辺の現況測量図（平面図、横断図）

②建設地周辺における造成計画及び建築平面計画の検討図

(3) 文献等の明記

本業務を遂行する上で、文献その他資料を引用した場合、その文献等を明記しなければならない。また、データ等の算出に使用した手法や要領についても明記することとする。

(4) 成果品等の権利

成果品の所有権、著作権は発注者に帰属するものとする。また、本業務により得られた成果品、資料、情報等は、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩等をしてはならない。

(5) 個人情報等の取扱い

受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。